明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕
○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（二六六）　二
○労働契約法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二六七）　二
〔省令〕
○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（外務一八）　九
○労働契約法第十八条第一項の通算契約期間に関する基準を定める省令（厚生労働一四八）　九
○労働基準法施行規則の一部を改正する省令（同一四九）　二
〔告示〕
○地域再生法第二十条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（内閣府二八〇～二八四）　二
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務三三七～三三九）　三
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（同三四〇）　三
○有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準の一部を改正する件（厚生労働五五一）　一三
〔公告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　一五
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、独立行政法人国際交流基金平成二十三事業年度決算、独立行政法人平成二十三事業年度財務諸表（医薬品医療機器総合機構・海技教育機構）、中日本高速道路株式会社工事一部完了、型式部材等製造者の認証、企業年金基金合併関係　二八
地方公共団体
行旅死亡人関係　六〇
会社その他
会社決算公告　一〇七
一〇九

本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第二六六号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の月額に関する規定を改めることとした。（第一条関係）

2　在インドネシア日本国大使館等の在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

3　この政令は、平成二四年一一月一日から施行することとし、改正後の別表第一の規定については、八月一日から適用することとした。

◇労働契約法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二六七号）（厚生労働省）

労働契約法の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二五年四月一日とすることとした。